

福岡市無電柱化推進計画（R3～R7）

令和4年3月

福岡市

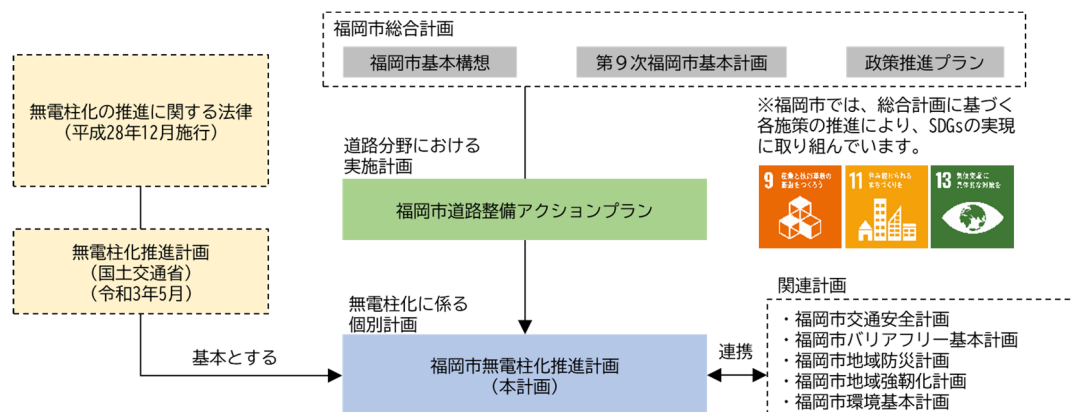
目次

第1章 計画の概要	．．． 1
1. 位置付け	．．． 1
2. これまでの取組み・整備状況	．．． 1
3. 計画期間	．．． 1
第2章 無電柱化の推進に関する基本的な方針	．．． 2
1. 取組姿勢	．．． 2
2. 官民の役割分担	．．． 2
3. 事業手法及び構造	．．． 3
4. 対象路線	．．． 4
第3章 無電柱化の推進に関する目標	．．． 5
1. 計画目標	．．． 5
第4章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策	．．． 6
1. 緊急輸送道路における電柱の減少	．．． 6
2. 新設電柱の抑制	．．． 6
3. コスト縮減の推進	．．． 7
4. 事業のスピードアップ	．．． 8
5. 占用料の減免	．．． 8
6. 適切な維持管理	．．． 8
7. 関係者間の連携の強化	．．． 9
第5章 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	．．． 10
1. 広報・啓発活動	．．． 10
2. 情報共有・国の技術支援の活用	．．． 10
3. 中長期計画の検討	．．． 10
別表（路線一覧、位置図）	

第1章 計画の概要

1. 位置付け

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」第8条に基づく計画であり、福岡市道路整備アクションプランの個別計画として、福岡市における無電柱化の推進に関する施策を定めたものである。



図一 1 本計画の位置付け

【無電柱化法第8条（抜粋）】

市町村（特別区を含む。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

2. これまでの取組み・整備状況

福岡市における無電柱化については、昭和61年度以降、通算7期にわたる計画に基づき、関係者の協力の下、地中化による整備を進めており、令和2年度末時点で、約150kmの整備が完了している。

表一 1 福岡市における整備状況

期別	(単位:km)							既 計 画 計
	第 1 期 電 線 中 地 中 化 計 画	第 2 期 電 線 中 地 中 化 計 画	第 3 期 電 線 中 地 中 化 計 画	新 電 線 類 地 中 化 計 画 (第 4 期)	無 電 柱 化 推 進 計 画 (第 5 期)	無 電 柱 化 推 進 計 画 (第 6 期)	無 電 柱 化 推 進 計 画 (第 7 期)	
計画年次	S61~H2	H3~H6	H7~H10	H11~H15	H16~H20	H21~H30	R1~R2	
整備済延長	34.7	18.9	34.0	34.6	6.4	15.9	5.9	150.3

3. 計画期間

国の無電柱化推進計画（R3.5策定）の計画期間と合わせ、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とする。

第2章 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 取組姿勢

無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、超高齢社会の進展等の社会情勢を踏まえ、更に推進していく必要がある。

そこで、無電柱化法の基本理念を踏まえ、市民と関係者の理解、協力を得て、安全・安心な暮らしを確保し、福岡市の魅力あふれる美しいまちなみを形成できるよう、積極的に無電柱化を推進する。

【無電柱化法第2条（抜粋）】

（基本理念）

無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び第五条に規定する関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。

無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

2. 官民の役割分担

無電柱化の目的に応じ、適切な役割分担により更に推進する。なお、無電柱化の目的は複合的であるため、以下の役割分担を基本に、事業手法を選定し、無電柱化を推進する。

（1）防災・強靱化目的

市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、原則として、道路管理者が主体的に実施する。

長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占用者が一者の区間は、電線管理者が主体的に実施する。

上記が重複する区間は道路管理者、電線管理者が連携して実施する。

（2）交通安全目的

安全・円滑な交通確保を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施する。

（3）景観形成・観光振興目的

景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者と関係者が連携して実施する。

(4) まちづくり等

新設電柱を増やさないため、市街地開発事業等が実施される場合には、道路管理者、電線管理者及び開発事業者等の事業者が連携して無電柱化を進める。

3. 事業手法及び構造

現地の状況などに応じて、関係者が連携し、電線共同溝方式に加えて単独地中化方式などの様々な事業手法の中から、官民の役割分担や経済性などを踏まえ、適切な事業手法及び構造を選択し、無電柱化を実施する。

(1) 事業手法

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二者以上）が電線、地上機器を整備する方式。

b) 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

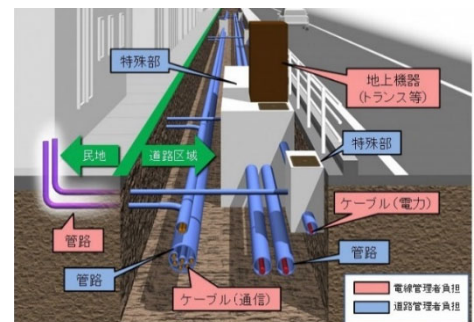
c) 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

d) 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

以上の事業手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それぞれの整備主体の負担とする。ただし、軒下配線又は裏配線を道路事業の移設補償として行う場合は、道路管理者が負担する。



図一2 電線共同溝のイメージ

(2) 構造

a) 管路構造

ケーブルを収容する管路と分岐器等を収容する特殊部により地中化する方式。

b) 小型ボックス構造

管路の代わりに小型化したボックス内に複数のケーブルを収容し埋設する方式。

c) 直接埋設構造

ケーブルを地中に直接埋設する方式。

d) 軒下配線

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

e) 裏配線

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も選択肢とする。

4. 対象路線

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、道路の整備・改良に合わせた事業実施を基本に、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する。

なお、国道のうち、福岡市が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

(1) 防災

災害の被害拡大防止を図るため、福岡市が管理する緊急輸送道路及び幹線道路等において、無電柱化を推進する。

(2) 安全・円滑な交通確保

安全かつ円滑な交通の確保を図るため、福岡市バリアフリー基本計画における生活関連経路等において、無電柱化を推進する。

(3) 景観形成・観光振興

地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興のため、街並みや自然環境などとの調和を図り、地域の魅力を高める必要がある道路において、無電柱化を推進する。

(4) まちづくり等に合わせた無電柱化

区画整理や開発行為等の面整備事業において道路整備が実施される際には、無電柱化を推進する。特に、大規模な開発等が実施される際には、事業主体の理解と協力を得て、区域内の無電柱化を要請する。

第3章 無電柱化の推進に関する目標

1. 計画目標

(1) 計画延長

以下のとおり、対象路線の基本方針に基づき、計画期間中に工事着手する路線を選定し、約 48.9km の無電柱化に着手する。

特に、防災については、近年における災害の激甚化・頻発化を踏まえ、重点的に取り組むこととする。

①防災

緊急輸送道路及び幹線道路等において、約 34.4km の無電柱化を推進

②安全・円滑な交通確保

福岡市バリアフリー基本計画における生活関連経路等において、約 2.8km の無電柱化を推進

③景観形成・観光振興

街並みや自然環境などとの調和を図り、地域の魅力を高める必要がある道路において、約 2.5km の無電柱化を推進

④まちづくり等に合わせた無電柱化

区画整理や開発行為等において、約 13.8km の無電柱化を推進

※複数項目に該当する路線もあるため、各項目の計画延長の合計は、48.9km と一致しない。

(2) 指標

無電柱化を推進する上で特に重要となる「防災」について、以下の指標の達成を目標とする。

電柱倒壊リスクがある市街地等（DID 地区）の緊急輸送道路の無電柱化着手率

34%（R2 年度末）⇒ 45%（R7 年度末）

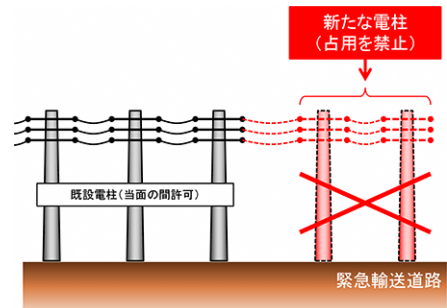
※国の計画目標：電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路について、2050 年代までに 100%着手。

第4章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

無電柱化の着実な推進を図るため、基本的な方針の下、以下の施策を総合的かつ計画的に講ずる。

1. 緊急輸送道路における電柱の減少

緊急輸送道路の無電柱化を進めるとともに、新設電柱の占用制限措置を継続することで、緊急輸送道路における電柱を減少させていく。



図一3 占用制限措置のイメージ

2. 新設電柱の抑制

(1) 道路事業等と合わせた無電柱化の実施

無電柱化法第12条に基づき、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は、道路上において新たに電柱又は電線を設置しないようにするとともに、効率的な無電柱化を推進するため、道路事業や市街地開発事業等と一体的に無電柱化整備を行うことを基本とする。

【無電柱化法第12条（抜粋）】

関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

【技術上困難と認められる場所について】

道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き（令和元年9月 国土交通省道路局 事務連絡） 等

(2) 市街地開発事業等における無電柱化の推進

市街地開発事業等について、事業認可や開発許可の事前相談時などの機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して無電柱化法第12条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう徹底する。

3. コスト縮減の推進

(1) 多様な整備手法の活用

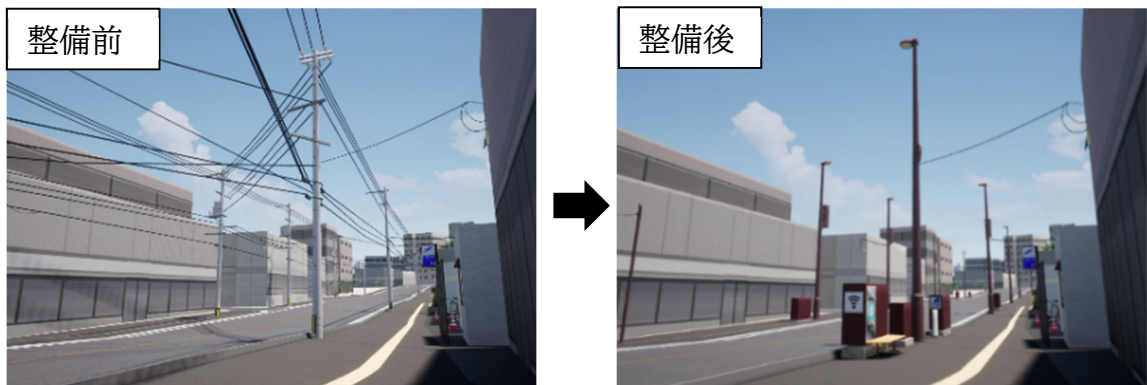
効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進する。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、効果の早期発現も期待されるファスト地中化※の適用について検討するとともに、低コストである浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等、様々な手法を比較・検討し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

また、昼間工事の拡大や仮埋め戻し等が不要となる常設作業帯の設置など、施工方法や仮設の工夫を検討し、実施する。

※ファスト地中化：福岡市と電気・通信事業者で構成される「福岡市無電柱化推進プロジェクトチーム※」より提唱された、道路の縦断方向の電線類地中化を先行し、民地引込線は残して整備することで、無電柱化の効果を早期に発現させる手法

※福岡市無電柱化推進プロジェクトチーム：既成概念にとらわれない、柔軟な発想で、課題解決の具体策としての「FUKUOKA モデル」を提唱するために、令和2年11月に立ち上げた、福岡市と電気・通信事業者の若手職員で構成されるプロジェクトチーム。



図ー4 ファスト地中化のイメージ

(2) 技術情報の収集、新技術・新工法の活用

「新技術情報提供システム (NETIS)」等により技術情報を収集し、コスト縮減につながる新技術・新工法の活用に向けた検討を行う。

4. 事業のスピードアップ

(1) 民間技術の活用促進

民間の技術・ノウハウや資金の活用について検討を進めるとともに、電線管理者が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

(2) 地域の合意形成の円滑化

低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、地域の合意形成の円滑化を図るため、必要に応じた事業手法の見直しや地元協議会の設置等を検討し、事業のスピードアップにつなげる。

(3) 設計の効率化

地下埋設物件の位置情報を正確に把握するため、設計段階から地下埋設物の高精度調査を行い、事業のスピードアップにつなげる。

(4) 工事の効率化

ファスト地中化や、常設作業帯の設置などにより、工事の効率化を促進し、事業のスピードアップにつなげる。

5. 占用料の減免

現在、道路の地下に設置した電線等について占用料の減免措置を行っているが、無電柱化をより一層推進する観点から、国や他都市の実施状況も踏まえ、効果的な方法について検討する。

6. 適切な維持管理

国が作成予定の電線共同溝点検要領（仮称）における、電線共同溝のメンテナンス・点検方法等に関する統一的な手法を参考とし、電線共同溝の適切な維持管理を図っていく。

7. 関係者間の連携の強化

(1) 推進体制

福岡市無電柱化協議会については、対象区間の調整に加えて、計画段階から関係者間で協議、調整の場とするとともに、新技術や低コスト手法、事業のスピードアップに関する情報共有を図っていく。

また、「福岡市無電柱化推進プロジェクトチーム」の研究内容についても、必要に応じ、活用に向けた関係者間の協議・調整を図っていく。

(2) 工事・設備の連携

福岡市の管理する道路において、無電柱化の工事が実施される際は、道路工事調整会議等の関係者が集まる会議等を活用し、計画段階から工程等の調整に努める。

(3) 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

(4) 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

(5) 機器等の高付加価値化

無電柱化にあたって必要となる地上機器について、所有者である電線管理者と協力し、道路利用者や地域への情報提供施設として利用するなど、付加価値を加えることにより、道路空間の有効活用について検討を進める。

第5章 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、防災面をはじめとする無電柱化に関する様々な効果等について、市報等を活用して周知し、理解を広げるとともに、コストや工事への理解・協力を促進するよう努める。

2. 情報共有・国の技術支援の活用

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、福岡市の取組について国や他の地方公共団体との共有を図るとともに、国のワンストップ相談窓口などを活用し、必要な技術支援を受けるよう努める。

3. 中長期計画の検討

無電柱化を計画的かつ効果的に推進するため、今後、国が定める予定の中長期的な目標を踏まえ、中長期計画の策定について検討していく。

なお、中長期計画の検討にあたっては、福岡市地域防災計画や九州道路啓開計画等の広域的な防災計画を踏まえ、市街地等の緊急輸送道路や、既に無電柱化された道路とのネットワークを図る路線などを抽出し、真に無電柱化の必要性の高い路線から重点的に事業を実施できるよう、関係者と調整を図り、検討を進めていく。

福岡市無電柱化推進計画路線(R3～R7)

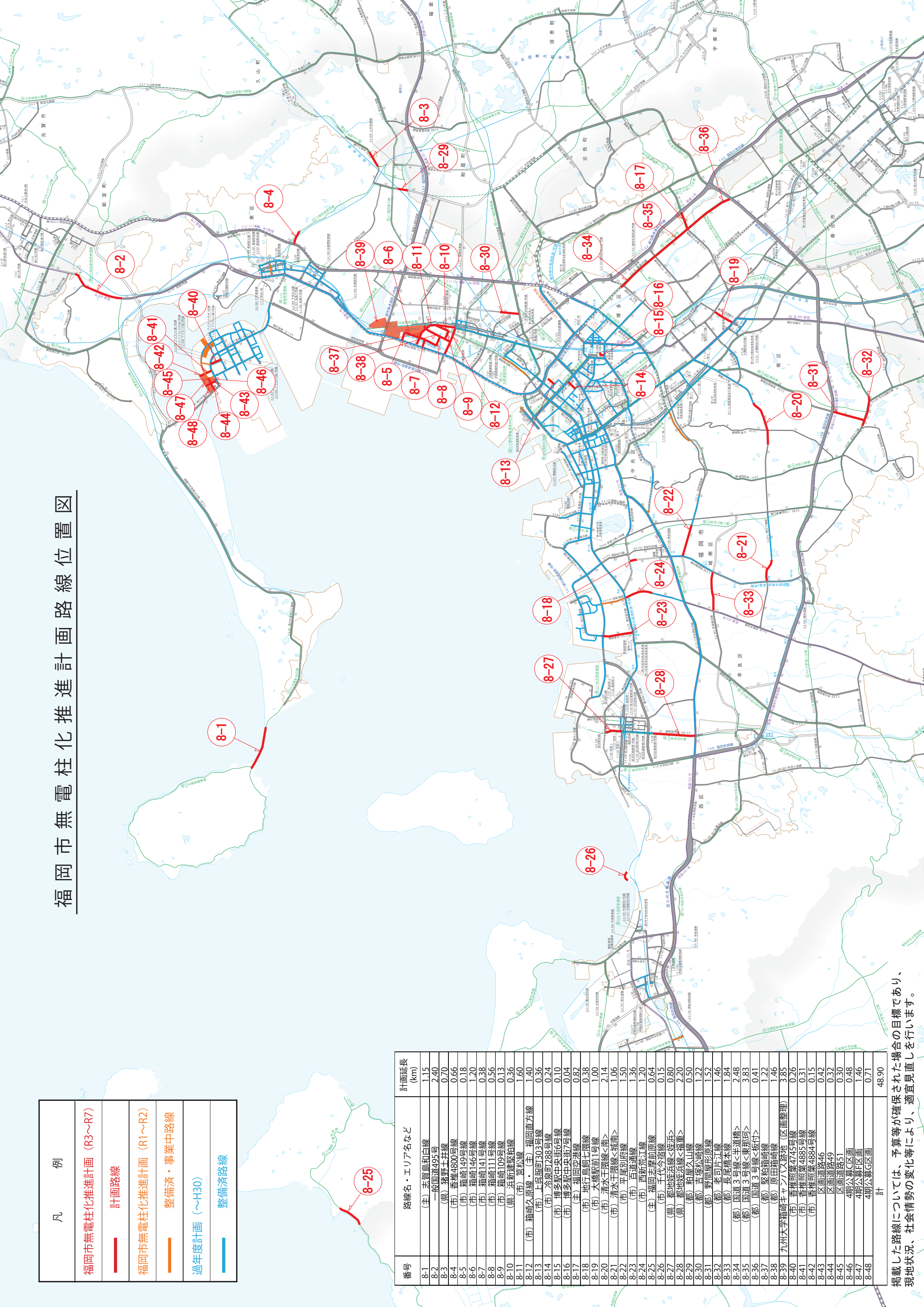
図面 番号	道路種別	区名	路線名（エリア名）	都市計画道路名	区間		計画延長（km）		位置づけ
					起点	終点	道路延長	整備延長	
8-1	主要地方道	東区	志賀島和白線	-	東区大字志賀島	東区和白丘4丁目	1.15	1.15	防災・景観・観光
8-2	一般国道	東区	国道495号	-	東区和白丘2丁目	東区土井4丁目	1.20	2.40	防災
8-3	一般国道	東区	猪野土井線	(都) 粕屋久山線	東区土井5丁目	東区香椎4丁目	0.35	0.70	防災
8-4	市道	東区	香椎4800号線	-	東区香椎5丁目	東区箱崎6丁目	0.33	0.66	防災
8-5	市道	東区	箱崎149号線	-	東区箱崎6丁目	東区箱崎6丁目	0.18	0.18	まちづくり
8-6	市道	東区	箱崎146号線	-	東区箱崎6丁目	東区箱崎6丁目	0.90	1.20	まちづくり
8-7	市道	東区	箱崎141号線	-	東区箱崎6丁目	東区箱崎6丁目	0.19	0.38	まちづくり
8-8	市道	東区	箱崎111号線	-	東区箱崎3丁目	東区箱崎6丁目	0.28	0.56	まちづくり
8-9	市道	東区	箱崎109号線	-	東区箱崎6丁目	東区箱崎3丁目	0.13	0.13	まちづくり
8-10	一般県道	東区	浜新建聖柏線	-	東区箱崎3丁目	東区箱崎6丁目	0.36	0.36	まちづくり
8-11	市道	東区	宮松線	(都) 堅粕箱崎線	東区箱崎3丁目	東区箱崎6丁目	0.80	1.60	防災
8-12	市道・主要地方道	東区	箱崎久原線・福岡直方線	(都) 箱崎阿恵線	東区箱崎3丁目	東区箱崎3丁目	0.70	1.40	防災、安全・円滑な交通
8-13	市道	博多区	上呉服町303号線	-	博多区上呉服町	博多区上呉服町	0.18	0.36	景観・観光
8-14	市道	博多区	冷泉町288号線	-	博多区冷泉町	博多区冷泉町	0.24	0.24	景観・観光
8-15	市道	博多区	博多駅中央街6号線	-	博多区博多駅中央街8	博多区博多駅中央街8	0.10	0.10	景観・観光
8-16	市道	博多区	博多駅中央街7号線	-	博多区博多駅中央街8	博多区西月隈3丁目	0.04	0.04	景観・観光
8-17	主要地方道	博多区	福岡空港線	(都) 高木下月隈線	博多区西月隈3丁目	博多区西月隈3丁目	0.41	0.82	防災
8-18	市道	中央区	地行鳥飼七隈線	(都) 鳥飼梅林線	中央区鳥飼1丁目	城南区鳥飼4丁目	0.19	0.38	防災
8-19	市道	南区	大橋駅前1号線	(都) 大橋駅前1号線	南区堀原3丁目	南区堀原3丁目	0.50	1.00	防災
8-20	市道	南区	清水千隈線	-	南区倉塚1丁目	南区倉塚2丁目	1.07	2.14	防災
8-21	市道	城南区	清水千隈線	-	城南区七隈8丁目	城南区七隈4丁目	0.53	1.06	防災
8-22	市道	城南区	平尾別府線	(都) 別府香椎線	城南区別府7丁目	城南区田島1丁目	0.75	1.50	防災
8-23	市道	早良区	白通線	-	早良区白道2丁目	早良区白道3丁目	0.68	1.36	防災、安全・円滑な交通
8-24	市道	早良区	西新荒江線	-	早良区西新5丁目	早良区曙2丁目	0.60	1.20	防災
8-25	主要地方道	西区	福岡志摩前原線	-	西区大字西浦	西区大字小田	0.64	0.64	防災・景観・観光
8-26	市道	西区	千代今宿線	-	西区今宿青木	西区今宿青木	0.15	0.15	防災
8-27	一般県道	西区	都地姪浜線	(都) 姪浜飯盛線	西区姪浜5丁目	西区姪浜4丁目	0.40	0.80	防災
8-28	一般県道	西区	都地姪浜線	(都) 姪浜飯盛線	西区福重3丁目	西区福重5丁目	1.10	2.20	防災
8-29	都市計画道路	東区	-	(都) 粕屋久山線	東区土井2丁目	東区土井2丁目	0.25	0.50	防災
8-30	都市計画道路	博多区	-	(都) 吉塚松崎線	博多区吉塚6丁目	東区社領2丁目	0.61	1.22	防災
8-31	都市計画道路	南区	野間屋形原(南-2)線	(都) 野間屋形原線	南区花畑2丁目	南区花畑3丁目	0.76	1.52	防災
8-32	都市計画道路	南区	大野城二丈線	(都) 老司片江線	南区花畑3丁目	南区屋形原5丁目	0.73	1.46	防災
8-33	都市計画道路	城南区	-	(都) 老尾橋本線	城南区飯倉1丁目	城南区七隈2丁目	0.92	1.84	防災
8-34	都市計画道路	博多区	福岡日田線	(都) 国道3号線(半道橋工区)	博多区上牟田2丁目	博多区東那珂2丁目	1.24	2.48	防災
8-35	都市計画道路	博多区	福岡日田線	(都) 国道3号線(東那珂工区)	博多区東那珂2丁目	博多区西月隈5丁目	1.92	3.83	防災
8-36	都市計画道路	博多区	福岡日田線	(都) 国道3号線(板付工区)	博多区板付6丁目	博多区西月隈6丁目	0.21	0.41	防災
8-37	都市計画道路	東区	箱崎4849号線・箱崎4851号線	(都) 堅粕箱崎線	東区箱崎6丁目	東区箱崎6丁目	0.61	1.22	まちづくり
8-38	都市計画道路	東区	箱崎4850号線	(都) 原田箱崎線	東区箱崎6丁目	東区箱崎3丁目	0.73	1.46	まちづくり
8-39	市道等	東区	九州大学箱崎キャンパス跡地(区画整理)	-	東区宮松4丁目外	東区宮松4丁目外	3.65	3.85	まちづくり
8-40	市道	東区	香椎照葉4745号線	-	東区香椎照葉6丁目	東区香椎照葉6丁目	0.26	0.26	まちづくり
8-41	市道	東区	香椎照葉4885号線	-	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.15	0.31	まちづくり
8-42	市道	東区	香椎照葉4884号線	-	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.15	0.15	まちづくり
8-43	市道	東区	区画道路46	-	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.30	0.42	まちづくり
8-44	市道	東区	区画道路49	-	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.16	0.32	まちづくり
8-45	市道	東区	区画道路51	-	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.15	0.30	まちづくり
8-46	市道	東区	4期公募C区画	-	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.48	0.48	まちづくり
8-47	市道	東区	4期公募F区画	-	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	1.46	1.46	まちづくり
8-48	市道	東区	4期公募G区画	-	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.71	0.71	まちづくり

掲載した路線については、予算等が確保された場合の目標であり、
現地状況、社会情勢の変化等により、適宜見直しを行います。

計画延長（km）	
道路延長	整備延長
合計	
29.59	48.90

凡	例
福岡市無電柱化推進計画 (R3～R7)	
	計画路線
福岡市無電柱化推進計画 (R1～R2)	
	整備済・事業中路線
過年度計画 (～H30)	
	整備済路線

福岡市無電柱化推進計画路線位置図



番号	路線名・エリア名など	計画延長 (km)
8-1	(主) 主領島和白線	1.15
8-2	一般国道495号	2.40
8-3	(県) 猪野土井線	0.70
8-4	(市) 香椎4800号線	0.66
8-5	(市) 箱崎149号線	0.18
8-6	(市) 箱崎146号線	1.20
8-7	(市) 箱崎141号線	0.38
8-8	(市) 箱崎111号線	0.56
8-9	(市) 箱崎109号線	0.13
8-10	(県) 浜新建堅粕線	0.36
8-11	(市) 宮松線	1.60
8-12	(市) 箱崎久原線・(主) 福岡直方線	1.40
8-13	(市) 上呉服町303号線	0.36
8-14	(市) 冷泉町288号線	0.24
8-15	(市) 博多駅中央街6号線	0.10
8-16	(市) 博多駅中央街7号線	0.04
8-17	(主) 福岡空港線	0.82
8-18	(市) 地行島飼七隈線	0.38
8-19	(市) 大橋駅前1号線	1.00
8-20	(市) 清水千隈線<南>	2.14
8-21	(市) 清水千隈線<城南>	1.06
8-22	(市) 平尾別府線	1.50
8-23	(市) 西通線	1.36
8-24	(市) 西新荳江線	1.20
8-25	(主) 福岡志摩前原線	0.64
8-26	(市) 千代台宿線	0.15
8-27	(県) 都地埴浜線<埴浜>	0.80
8-28	(県) 都地埴浜線<福重>	2.20
8-29	(都) 粕屋久山線	0.50
8-30	(都) 吉塚松崎線	1.22
8-31	(都) 野間屋形原線	1.52
8-32	(都) 老司片江線	1.46
8-33	(都) 長尾橋本線	1.84
8-34	(都) 国道3号線<半道橋>	2.48
8-35	(都) 国道3号線<東那珂>	3.83
8-36	(都) 国道3号線<板付>	0.41
8-37	(都) 埴粕崎線	1.22
8-38	(都) 原田箱崎線	1.46
8-39	九州大学箱崎キャンパス跡地 (区画整理)	3.85
8-40	(市) 香椎照葉4745号線	0.26
8-41	(市) 香椎照葉4885号線	0.31
8-42	(市) 香椎照葉4884号線	0.15
8-43	区画道路46	0.42
8-44	区画道路49	0.32
8-45	区画道路51	0.30
8-46	4期公算C区画	0.48
8-47	4期公算F区画	1.46
8-48	4期公算G区画	0.71
計		48.90

掲載した路線については、予算等が確保された場合の目標であり、
現地状況、社会情勢の変化等により、適宜見直しを行います。